



市・県民税の申告相談が 2月16日(水)から 始まります。

市・県民税の申告相談は、2月16日(水)から3月15日(火)までの1カ月間です。申告が必要となる人は、期間内に忘れずに申告してください。

申告相談の日程および会場は、広報1月号に掲載していますので、ご確認のうえ、必ず受付時間内にお越しください。

お願い

①農業所得の申告をされる人は、必ず「収支内訳書」あるいは「月別集計表」を作成して当日持参してください。
②医療費控除のある人は、領収書などを、個人別、医療機関別、日付順に分けて集計し、当日持参してください。

※なお、農業所得の申告をされる人で、「収支内訳書」あるいは「月別集計表」を作成していない方、また、医療費控除を受けられる人で集計をしていない方は、申告相談の時間短縮のため、会場において、ご自分で集計していただきますので、時間がかかる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

その他

申告期間中、市役所3階の申告会場に、e-Tax(国税電子申告・納税システム)に対応できるパソコン2台を設置します。ぜひご利用ください。

農業者の皆さんへ

米価特別対策補てん金・戸別所得補償交付金は、農業所得の雑収入です

庄原市米価下落特別対策支援制度による補てん金(JA庄原出荷分1袋当り700円およびJA庄原以外への出荷分200円)と、国の戸別所得補償モデル対策の交付金は、交付決定通知書の通知日の属する年の農業所得の雑収入に該当します。

決定通知書の日付をご確認のうえ、お忘れのないよう申告をお願いします。
問い合わせ
税務課市民税係
☎0824-731146
または各支所市民生活室

庄原税務署
からのお知らせ

確定申告書の作成はインターネットで!!



確定申告

さらに便利で使いやすく!
ネットですべて申告・納税。

e-Tax
国税電子申告・納税システム

所得税・贈与税の申告・納税は

3月15日(火)まで

個人事業者の消費税・
地方消費税の申告・納税は

3月31日(木)まで

e-Tax はメリットがたくさん

- ①国税庁ホームページから電子申告
- ②最高5,000円の税額控除
- ③添付書類の提出省略
- ④還付金がスピーディー
- ⑤24時間いつでも利用可能

●確定申告会場の開設日時 2月16日(水)～3月15日(火) 9時～16時

●ところ 庄原税務署 2階会議室

※昨年税務署でe-Taxを利用して確定申告書を提出された方は、
本年の確定申告の際には必要書類と「お知らせはがき」を持参してください。

納税には安心・便利な口座振替をご利用ください

【振替日】 所得税: 4月22日(金) 消費税: 4月27日(水)

確定申告に関するお問い合わせ 庄原税務署 ☎0824-72-1001